

# 佐世保工業高等専門学校防火管理規程

(平成16年4月1日制定)

## (目的)

第1条 この規程は佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防火管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による被害の軽減に必要な事項を定めることを目的とする。

2 本校における防火管理について必要な事項は、他の法令に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

## (防火対策委員会)

第2条 本校に、防火管理に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校防火対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

3 委員会の委員長は、校長をもって充てる。

4 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 消防計画及び実践活動に関すること。
- 二 消防用設備等の改善強化に関すること。
- 三 防火に関する調査、研究、企画に関すること。
- 四 防火思想の普及及び高揚に関すること。
- 五 その他防火に関する事項

5 委員会は、委員長が必要に応じて開催する。

6 委員会の事務は、総務課において処理する。

## (防火管理組織)

第3条 常時の火災予防について徹底を図るため、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を置き、別表第2に掲げる者をもって組織する。

2 火元責任者は、佐世保工業高等専門学校不動産管理則第2条第2項に規定する不動産補助監守者をもって充てる。

## (防火管理者)

第4条 防火管理者は、防火担当責任者及び火元責任者を指揮監督し、防火管理に関する次の業務を処理する。

- 一 消防計画の立案に関すること。
- 二 消火、通報及び避難訓練に関すること。
- 三 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- 四 火気の取締り又は取扱いに関する指導、監督
- 五 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。

六 避難又は防火上必要な収容人員の管理に関すること。

七 その他防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、消防用設備等避難施設その他火気使用施設について、適正管理と機能保持のため点検検査員（以下「検査員」という。）を置く。

3 前項による検査員及びその職務については、別表第3のとおりとする。

（防火担当責任者）

第5条 防火担当責任者は、防火管理者の下に管理区域の防火管理の任に当たらなければならない。

（火元責任者）

第6条 火元責任者は、防火担当責任者の下に管理区域の防火管理の任に当たらなければならない。

（自衛消防隊組織）

第7条 火災その他事故発生時に被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 前項による組織及び職務分担は、別表第4のとおりとする。

（点検基準）

第8条 検査員は、火災予防上の消防用設備等の点検を機器点検については6月に1回、総合点検について1年に1回以上行なわなければならない。

（改善措置及び記録の保存）

第9条 検査員は、前条に基づき、改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

2 点検・検査結果は、その都度維持台帳等に記録し保存しなければならない。

（臨時の火気使用）

第10条 校内の建物内外において、臨時に火気を使用する者は、事前に別記様式による臨時火気使用届を火元責任者、防火担当責任者を経て防火管理者に届出なければならない。

（警報伝達等）

第11条 防火管理者は、校内の諸設備について火災警報発令下又はその他の事情により火災発生の危険又は人命に危険を及ぼすと認めるときは、その旨を校内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は、火気使用等の中止又は危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

（火災発生時の処置）

第12条 校内外に、火災の発生又は類焼の危険がある場合は、被害を最少限度にとどめるため、別表第4に定める自衛消防隊組織により担当する職務を遂行するものとする。

2 通報連絡及び避難誘導に当たる者は、公設消防隊到着に際しては、人命救助の要否等火災の状況を説明すると共に、公設消防隊の誘導並びにその他の連絡に当たるものとする。

(教育訓練)

第13条 防火管理者は、教職員及び学生に対し、年1回以上の教育訓練を実施しなければならない。

2 教職員及び学生は、前条による教育を積極的に受けると共に自主研究を行い、防火管理に万全を期するよう努力するものとする。

3 防火管理者をはじめ教職員及び学生は、有事に際し、被害を最少限にとどめるため、自衛消防訓練により技術の錬磨を図るよう努力するものとする。

4 防火管理者は、避難誘導計画図及び消防用設備等配置図を配布し、教職員及び学生に徹底を図るものとする。

(消防機関への要請等)

第14条 防火管理者は、次の各号に掲げる事項について常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

一 消防計画の提出に関すること。

二 教育訓練の指導並びに査察の要請に関すること。

三 建物諸設備等の使用変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進に関すること。

四 その他防火管理について必要事項

(消防職員の立入検査)

第15条 消防職員の立入検査に際しては、防火管理者又は防火管理者の指定した者が立合うものとする。

(準用)

第16条 防火管理者は、風水害、地震等の非常災害に際しては、この規程を準用し、火気点検、避難事後措置等について、その対策及び処置を講ずるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、防火管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。